

2019年10月21日制定  
2026年 3月13日改訂

## 協力企業との適正取引の推進に向けた 自主行動計画チェックリスト

一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会

出来ている	○
出来ていない時がある	△
出来ていない	×
該当せず	—

**取引段階ごとの実施事項**

1、見積時

■価格交渉・価格転嫁

①中小受託事業者における賃金の引上げが可能となるよう、十分に協議して取引対価を決定すること	
②毎年9月と3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に1回以上の価格協議を行うこと。	
③労務費、原材料費、エネルギー価格等が上昇した場合等であって、中小受託事業者からの申出があったときは、遅滞なく協議に応じること。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする。	
④人手不足や最低賃金の引上げに伴う労務費の上昇など、外的要因により中小受託事業者の労務費の上昇があった場合、その影響を加味して下請事業者と十分に協議した上で取引対価を決定すること。	
⑤労務費の転嫁に際しては、「労務費の指針」に掲げられている「事業者が採るべき行動/求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定する。その際、「労務費の指針」別添「価格交渉の申込み様式」の活用も併せ、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう協議するものとする。	
⑥客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く原価低減要請を行わないこと。	
⑦発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくこと。	
⑧取引上の交渉の際に、威圧的な言動による交渉を行わないこと。	

■買ったときの禁止、協議に応じない一方的な代金決定の禁止

①値決めに当たっては買ったときに該当するおそれのある行動類型を取適法運用基準やガイドラインなどであらかじめ把握することで適切に価格設定を行うこと。	
②中小受託事業者から価格協議を求められたら、当該協議に応じること。	
③価格協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に取引価格を決定しないこと。	

2、発注時

■発注内容等の明示義務

①取適法が適用される場合、一定の事項をすべて記載した発注書面又は電磁的な方法で中小受託事業者に明示すること。	
②取適法が適用されない取引でも、権利義務の範囲を明確にし、発注書面又は電子的記録等を明示することに努めること。	

■支払期日を定める義務

①製造委託等代金の支払期日は、給付を受領した日から起算し60日以内で、かつできる限り短い期間内で定めること。	
②取適法が適用されない取引でも、いたずらに支払期日を後ろ倒しにするなど相手方に不利益となるような支払期日を設定しないこと。	

■納期及び納入頻度の適正化

①中小受託事業者が残業、休日出勤等により対応せざるを得ない短納期発注、週末発注等をやむを得ず行う場合には、委託事業者はその追加コストを負担すること。	
--	--

### 3、発注変更時

#### ■不当な給付内容の変更の禁止

①発注後は発注の取消又は発注内容の変更を行わないこと。 （「中小受託事業者の責に帰すべき理由」がある場合を除く）	
---	--

#### ■発注内容を変更する場合の書面等の明示

①当初の発注内容を変更した場合、変更内容及びその理由を記載した書面等を明示すること。	
--	--

### 4、受領時

#### ■受領拒否の禁止

①中小受託事業者に委託した給付の受領を拒まないこと。 （「中小受託事業者の責に帰すべき理由」がある場合を除く）	
--	--

### 5、受領後

#### ■不当な返品 of 禁止

①中小受託事業者から納入された物品等を受領後に、返品しないこと。 （「中小受託事業者の責に帰すべき理由」がある場合を除く）	
--	--

#### ■不当なやり直しの禁止

①中小受託事業者から納入された物品等を受領後に、やり直しをさせないこと。 （「中小受託事業者の責に帰すべき理由」がある場合を除く）	
--	--

### 6、支払時

#### ■製造委託等代金の減額の禁止

①発注時に決定した製造委託等代金を発注後に減額しないこと。 （「中小受託事業者の責に帰すべき理由」がある場合を除く）	
---	--

#### ■支払条件

①製造委託等代金は現金払い、または支払期日までに代金の額に相当する額の金銭を得られる電子記録債権等の電子決済手段で支払うこと。	
---	--

②代金の振込手数料を中小受託事業者に負担させないこと。	
-----------------------------	--

#### ■支払遅延の禁止

①製造委託等代金は、物品等の受領日から起算して60日以内で、かつできる限り短い期間内で支払期日を定めること。	
--	--

②金型・木型等を製造委託した場合、それらの代金は、給付を受領した日から起算して60日以内に定めた支払期日に支払うこと。	
---	--

③製品とともに金型・木型等の製造を発注した場合、それらの代金は製造委託等代金として給付を受領した日から起算して60日以内に定めた支払期日に支払うこと。	
---	--

■遅延利息の支払義務

①製造委託等代金をその支払期日までに支払わなかったときは、給付を受領した日から起算して60日を経過した日から支払日までの期間の日数に応じ、当該未払金額に年14.6%を乗じた額の遅延利息を支払うこと。	
②中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減じた時は、額を減じた日又は給付を受領した日から起算して60日を経過した日のいずれか遅い日から当該減じた額の支払をする日までの期間についてその日数に応じ、当該減じた額に年14.6%を乗じた額の遅延利息を支払うこと。	
③取適法上の義務ではないが、60日を超えない日を支払期日として約定していた場合、その支払期日から、給付受領日から起算して60日までは、約定利息(特に定めていなければ年3%)を支払うこと。	

■有償支給材の対価の早期決済の禁止

①製造委託等代金の支払時に、有償支給した材料代金債権にて相殺できるのは、当該下請代金の対象となった製品に使用された分の原材料の代金相当額のみであり、下請代金の対象となった製品に支給した原材料が使用されたか否かが明確でない場合には、有償支給材の代金の回収を遅らせる等して、有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止に違反しないように十分配慮すること。	
--	--

■支払方法の改善

①支払方法を合意するに際しては、中小受託事業者の資金繰りについて関心を持つように努め、中小受託事業者に複数の選択肢を示すと共に、両者で十分な協議を行い、その経緯を記録・保存しておくよう努めること。	
②契約期間が長期かつ金額が大きい取引は、委託発注者からの支払時期と中小受託事業者への支払時期が異なるため、前払比率、期中払比率をできる限り高めるよう努めること	
③支払方法の改善を進めるにあたり、大企業間の取引で支払条件が改善されない結果、中小受託事業者への支払方法の改善が進まない事象がある場合、率先して大企業間取引分の支払条件の見直し(現金払い化等)を進めること。	
④2027年3月末の約束手形・小切手の利用廃止に向け、会員企業は支払の現金払化を進めること。現金払化が難しい場合には電子記録債権等の電子的決済手段への速やかな移行を進めること。	

■型・治具代金の支払

①製品の製造委託等の場合において、金型以外の樹脂型、木型、プラスチック型などの型や治具の代金についても、当該型・治具の製造を委託し、それを受領した場合、受領した日から起算して60日以内に全額を支払うこと。	
②製品の製造を委託し、中小受託事業者が製造した(又は型等のメーカーに再委託して受領した)型・治具が他に納入されず、中小受託事業者のもとに留まる場合には、中小受託事業者と十分な協議を行った上で、型・治具の代金、その支払方法等を決定すること。	
③中小受託事業者が、専ら委託事業者に納品する製品の製造のためだけに使用される当該型・治具の代金について一括払いを要望したときには、可能な限り速やかに支払うよう努めること。	

7、中小受託事業者に対する要請時

■購入・利用の強制の禁止

①中小受託事業者に注文した給付の内容を維持するためなどの正当な理由がないのに、委託事業者の指定する製品(含自社製品)・原材料等を強制的に中小受託事業者に購入させたり、サービス等を強制的に中小受託事業者を利用して対価を支払わせないこと。	
---	--

■不当な経済上の利益の提供要請の禁止

①中小受託事業者に対し、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を不当に提供させないこと。	
--	--

■金型・木型等の保管・管理の適正化

<p>①委託事業者は、中小受託事業者と次の事項について十分に協議した上で、できる限り、生産に着手するまでに双方が合意できるよう努めるものとし、それが困難な場合には、生産着手後であっても都度協議できるようにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・型を用いて製造する製品の生産数量や生産予定期間（量産期間）</li> <li>・量産期間の後に型の保管義務が生じる期間</li> <li>・量産期間中に要する型の保守・メンテナンスや改造・改修費用が発生した場合の費用負担</li> <li>・再度型を製造する必要が生じた場合の費用負担</li> <li>・試作型の場合にはその保管期間や保管費用の負担</li> </ul>	
<p>②前項の量産期間の後、補給品や補修用の部品の支給等のために型保管を中小受託事業者を求める場合中小受託事業者と十分に協議し、双方合意の上で、次の事項について定めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小受託事業者に型の保管を求める場合の保管費用の負担</li> <li>・型の保管義務が生じる期間</li> <li>・型保管の期間中又は期間終了後の型の返却又は廃棄についての基準や申請方法</li> <li>・型保管の期間中に、生産に要する型のメンテナンスや改修・改造が発生した場合の費用負担</li> <li>・再度型を製造する場合の費用負担</li> </ul>	

**その他留意すること**

1、配送委託

■小口・多頻度配送の要請

<p>①小口・多頻度配送によるコスト増が確実に見込まれるため、中小受託事業者から新たな見積書を提出したにもかかわらず、一方的に通常の対価相当と認められる中小受託事業者の見積価格を大幅に下回る単価で製造委託等代金の額を定めないこと。</p>	
---	--

■荷主の立場からの適正取引の取組

<p>①労働環境変化による物流を担う人材不足、またその安全対策を念頭に、自らの産業の発展や社会的責務の観点から荷主の立場で適正取引に取り組むこと。</p>	
<p>②荷主として運送業者等に委託を行う取引については、「トラック運送業における適正取引推進ガイドライン」に記載されている荷主の立場から問題となる行為に関して、関係法規等に留意しながら、適正取引に取り組むこと。</p>	
<p>③荷主として運送業者等に委託を行う取引において、適正な運賃水準となるよう配慮すること。</p>	

■物流の負担軽減・適正化・効率化に向けた取組

<p>①「建材・設備物流における納品条件適正化に向けたガイドライン」に基づき、サプライチェーン関係者全体で、商慣習の見直し、納品条件の適正化などに取り組むことで、荷待ち・荷役作業等にかかる時間の短縮や物流の負担軽減・適正化を図ること。</p>	
---	--

2、事業継続

<p>①中小受託事業者の事業承継の状況の把握に努め、サプライチェーンの機能維持のために、必要に応じて計画的な事業承継の準備を促すなど事業継続に向けた適切な対応を行うこと。 具体的には、中小受託事業者と対話した上で、その実態に応じて、事業承継の円滑化に向けた経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援等を行うこと。</p>	
--	--

### 3、働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

①短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には、中小受託事業者が支払うこととなる残業代等の増大コストを負担すること。	
②中小受託事業者の人員、業務量の状況を可能な限り把握することに努め、以下に掲げる行為をはじめ、中小受託事業者の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更</li> <li>・無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額</li> <li>・委託事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払い遅延</li> <li>・委託事業者自らの人手不足や長時間労働削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員派遣要請や付帯作業の要請</li> <li>・過度に短納期となる時間指定配送、過剰な欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送</li> <li>・納期や工期の過度な特定時期への集中</li> </ul>	

### 4、自然現象による災害等への対応

①自然現象による災害(天災)等の緊急事態の発生に伴い、サプライチェーンが寸断されることのないよう、中小受託事業者と連携して事業継続計画(BCP)の策定や事業継続マネジメント(BCM)の実施に努めること。	
②天災等が発生した場合、中小受託事業者の被害状況を確認しつつ、中小受託事業者が取引上一方的な負担を押し付けることがないように十分に留意すること。	
③天災等によって影響を受けた中小受託事業者が、事業活動を維持し、又は再開する場合には、できる限り、その復旧を支援するとともに、従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること。	

### 5、知的財産の取り扱い

①取引適正化のため、知的財産取引に関するガイドラインに基づく取引の実施に努めること。	
②「契約書ひな形」に基づく取引を実施に努めること。	
③中小受託事業者の秘密情報(ノウハウ含む)の提供や開示を強要しないこと。	
④製造委託等を行うに当たり、合理的に必要と考えられる範囲を超えて、中小受託事業者の有するノウハウ、アイデア、レシピ等の技術上若しくは営業上の秘密情報又は技術指導等の役務の提供を求めないこと。	

### 6、フリーランスとの取引

①特定受託事業者たるフリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)に基づく適正な取引を行うこと。	
---	--

### 7、委託事業者に対する協議を中小受託事業者から申し出やすい環境の整備

①申し出やすい環境の整備のため、価格交渉等の中小受託事業者による定期的な協議の申出があった場合、これに応じること。	
---	--

## パートナーシップ構築宣言

### 1、パートナーシップ構築宣言の実施及び浸透

①会員企業は、パートナーシップ構築宣言を行うよう努めること。	
②構築宣言を行った委託事業者は、取引の適正化に向けた施策の進展、自社を取り巻く取引環境の変化等を踏まえ、「パートナーシップ構築宣言のひな形（2026年1月版）」への更新対応含め、定期的に宣言内容の見直しを行うよう努めること。	
③構築宣言を行った委託事業者は、社内における広報、訓示、研修等を通じ、営業、調達に係る現場の担当者まで浸透するよう努めるとともに、中小受託事業者に対し自社の宣言状況、その内容の周知に努めること。	
④構築宣言を行った委託事業者は、関係業界、サプライチェーン全体での構築宣言の拡大のため、周知徹底および宣言実施要請を積極的に推進すること。	

## 自主行動計画の進捗管理

①ガイドラインを踏まえ、自主行動計画の進捗を本チェックリスト等を活用して自主点検を行うこと。	
②自主点検の結果を踏まえ、社内ルール、マニュアルの整備、見直し又は社員研修などで適正取引を行うことを社内全体に周知・徹底すること。	
③直接の取引関係がある企業に対しては、関係法令の遵守を含めた適正取引推進のための取組の周知を行うこと。	
④会員各社は、建産協が実施する、適正取引の遵守状況に関する調査に応えること。	